

ごみを持ち込む際のお願い

1 高浜クリーンセンターにごみを持ち込めるのは

家庭ごみ 高崎市内で発生したものを自ら(排出者本人及び同居の親族に限る)が直接持ち込む

事業系ごみ 事業活動に伴い高崎市内で発生したごみ(産業廃棄物は不可)を会社自ら(従業員も可)

が直接持ち込む (会社、店舗、介護関連施設、学校、保育園・幼稚園、病院、農業、植木屋、塾、個人事業主、
アパート経営、在宅ワーク、廃業したごみ等、生活以外から発生する全てのごみが対象)

※別途「事業ごみ系の出し方」がありますので、必要であればお申し出ください。

【注意】 「家庭ごみ」と「事業系ごみ」を一度に混載して持ち込むことは禁止しております

【入場の際に確認する事】

- ① ごみの発生した場所等 (どこで発生した、誰のごみか)
- ② 「家庭ごみ」か「事業系のごみ」か?
- ③ 持ち込んだごみの内容

※入場時に「ごみが発生した場所」を確認します。あらかじめ以下の身分証等をお手元に用意し、スムーズな搬入にご協力
お願いします。

家庭ごみ 免許証(期限切れは不可)、車検証、公共料金の領収等「ごみの出た場所」がわかるものを提示してください。

事業系ごみ 名刺や車検証等で会社名と発生場所を書面で提示してください。(スマホ等の画面提示は不可とします)

2 受付時間等 月～金曜日 (土・日曜日、祝日の受入れはしていません)

●午前の部 (受入開始) 8:30 (閉門)11:45

●午後の部 (受入開始) 1:00 (閉門) 4:45

・ごみの量や種類、施設の混雑状況により「ごみを捨てる時間」は変わります。

・閉門時には注意してください。

・入場する時間は十分に余裕をもってお越しください。

持込は原則「午前1回、午後1回まで」 でお願います

※同一家庭が何度も持ち込むと、施設内でごみステーションの収集車が渋滞に巻き込まれ、収集時間に影響を及ぼします。ご理解とご協力をお願いします。

3 料金（現金での決済のみ） 令和3年10月1日条例改正

- 1回の持込ごとに100kgまで無料
- 100kgを超えると $(\text{総重量} - 100\text{kg}) \times 15\text{円} + \text{消費税相当額}$

※料金発生後に「ごみを持ち帰らせてほしい」という行為はお断りしています。

また料金逃れを目的に同一世帯のごみを複数台の車両・人員で持ち込むことも原則お断りしています。

4 ごみの持ち主が「自ら」持ち込めない場合

- ① 自ら持ち込めない理由があり「同居していない親族」が運搬する場合は、あらかじめ高浜クリーンセンターに電話をいただき、搬入する親族の方が事務所で手続きをして下さい。（友人、知人、許可のない業者では手続きできません）
- ② 高崎市から許可を受けている一般廃棄物収集運搬業者に依頼する。

【注意】 業者に処理をお願いする場合は、市の「一般廃棄物収集運搬の許可」を受けているか必ず確認してください。無許可の業者等に依頼してしまうと、頼んだ側にも法律に基づく罰則が適用されるケースがあります。

5 施設に「不慣れ」「怖い」と感じる場合

受付時に窓口で申し出て下さい。案内板をお渡しますので、それを目印に中の作業員が注意して誘導してくれます。また、けがや肢体不自由、高齢等で計量時に車の乗降車がつらいと感じる方もご相談ください。

（ただし、原則持ち込んだごみは、場内の作業員の介助なしで、「ご自身で降ろしていただく」前提です）

6 ごみ収集車の優先通行のご協力

ごみ収集車と市民等のごみ持込の車が同時刻で混雑する場合（予想される場合も含む）、ごみステーションの収集の遅延を少しでも防止する観点で、後から場内に入ったごみ収集車を優先的に施設に誘導する場合があります。

このような場合は施設内でお待ちいただく時間も増えると思いますが、趣旨をご理解いただきご協力をお願いします。

7 スムーズなごみ捨てにご協力を

高浜クリーンセンターではごみの種類ごとに受け入れる建物が変わります。①可燃ごみ②不燃・粗大ごみ③資源物という3種類に正しく分別して、可能であれば車両内でも種類ごとにごみを分けおき、ご自身で降ろしやすいようにしておくとスムーズにごみ捨てが行えます。

また入場の際は免許証等を速やかに提示できるようお手元に用意しておいてください。

8 受入できないケース1（お持ち帰りとなります）

- 「処理できないもの」を持ちこんだ場合
※「家庭ごみ」は4ページを確認し、受け入れできない物を持ち込まないようお願いします！
- 市民であっても「市外で発生したごみ」を持ち込んだ場合
- 米袋や土嚢袋、段ボール等の「中が見えない状態」でごみを持ち込んだ場合
（テレビや産業廃棄物等の受入れ禁止物を隠して持ち込んだケースが発生しました。施設の爆発等につながります）
※ごみ袋を使用しても「新聞紙」等で中身を覆って見えないようにすることは禁止です。
- 分別されていない ステーションに出せる資源物を洗うのが面倒等で不燃や可燃として持ち込もうとする
（施設の爆発・破損による修繕費の増加や、施設の休・停止により市民全体に影響を与える事態となるケースもあります。また埋立地を長持ちさせ次の世代の負担を少しでも減らす為にも、ごみの分別はホームページやごみかわら版等を参考に適正な状態でお持ちください）

9 受入できないケース2 (廃棄物処理法違反となります)

- ① 「他人のごみ」を「自分のごみ」と虚偽申告し持ち込んだ場合
- ② 「事業ごみ」を「家庭ごみ」と偽って持ち込んだ場合
- ③ 産業廃棄物を持ち込んだ場合

事業系のごみを高崎市内の住所の免許証等を持っている従業員等を利用し故意に「家庭ごみ」と偽り搬入するケースや、建設・リフォーム・解体業者等が請負先のごみを従業員等の免許で「自分のごみ」と偽り搬入したり、無許可営業のごみの運び屋が他人ごみを持ち込むケースが多発しています。

施設内の複数のカメラで車両ナンバーや受付時のやり取りの映像及び音声の記録を残しています。また持ち込んだごみの中身は徹底的に調査し、状況により車検証の提示、車両照会、現地調査等も実施します。廃棄物処理法に抵触する場合は呼び出しや警察への通報も行います。

虚偽をするように会社に頼まれて運んだ場合でも、会社はもとより「運んだ人」にも罰則が適用される前提ですのでこのような行為は絶対にやめてください。

★市の許可なくごみの収集運搬等の営業行為を行った場合は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下(法人は3億円以下)の罰金、又はこれらが併科されることがあります。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第25条・第32条)

10 混雑防止へのお願い

コロナ禍においてごみ処理施設の利用者が激増しています。当施設も月平均1万4千台弱というごみの持ち込みがあります。個人等の持ち込みが多くなり、ごみステーションの収集車が高浜クリーンセンター内で混雑に巻き込まれ、次の収集場所に行く時間が遅れる事態が常態化してきております。

引き続き市民の皆様が安心して利用できる施設で有ることは当然のことですが、「引っ越し等で大量にごみがでる」「粗大ごみを持ち込む」「夜勤等で指定の時間までにごみステーションを利用できない」「事業系一般廃棄物」を持ち込む等での利用を前提としていただき、ごみステーションを利用できる状況にある皆さまはごみステーションを利用し施設の混雑防止にご協力ください。

年末や連休等も大変に込み合います。1日に2千台の利用がある日もあり、周辺道路まで渋滞が及びます。状況により待ち時間含め1時間程度ごみ捨てに時間がかかる場合もあります。

大掃除等は早い時期に行くなど、混雑が予想される時期の搬入はお控えいただきようご理解とご協力をお願いします。

11 その他 (高齢者ごみ出しSOS)

高崎市では歩行に不安があつて、ごみステーションまで運べない等、ごみ出しに困っている70歳以上のみの高齢者世帯や障害のある方みの世帯、妊娠期及び3歳未満の乳幼児がいる世帯で早朝勤務や単身赴任等で家族の協力が得られずごみ出しが困難と認められる世帯を対象に「高齢者ごみ出しSOS」を行っています。市から委託を受けた業者が週1回利用者宅を訪問し無料でごみを収集します。

利用には申請が必要となりますので、詳しくは一般廃棄物対策課(TEL027-321-1253)または各支所市民福祉課にご相談ください。

※収集できるもの→燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物、危険物 (注意・タンス等の「粗大ごみ」は対象となりません)

お問合せ 高浜クリーンセンター TEL027-344-2530

高浜クリーンセンターに搬入できないもの

（「家庭ごみ」に限る）

※受入れの前提	全てのごみについて、一番長い部分が1.8mを超えているものは搬入できません。「物干し竿」「庭木」などは注意してください。
爆発物	消火器、ガスボンベ(酸素・プロパン)、ガソリン類、シンナー類
薬品類	劇物、劇薬、毒物、農薬
ゴム類	自動車、バイク、農機具等のタイヤ
産業廃棄物	排出場所に関わらず事業活動で使用したプラスチック、金属、ゴム屑、ガラス・コンクリ・陶磁器、廃油など産業廃棄物に該当するものは全て受入できません。また処理費用を軽減する目的で床材やドア・ふすま、流し台や便座等で「業者が取り外す」などしたものは、自分の家から発生した場合でも産業廃棄物に該当するので受入れできません。
農業用品	かんり機(トラクター、コンバイン)
建築材	アスファルト、縁石、外壁、漆喰、土管、U字溝、コンクリート、土砂、ブロック、瓦、レンガ、石膏ボード、アスベスト ※断熱材(グラスウール・グラスファイバー)については一般廃棄物対策課(027-321-1253)にお問い合わせください
その他資材	まくら木、パレット(プラスチック製)
畳	そのままでは搬入できません。※1畳が半分に切断されていれば搬入可能(本畳・スタイロ畳とも)
マットレス(スプリング入)	そのままでは搬入できません。※スプリングと布スポンジ部分に分解してあれば搬入可能
住宅設備等	温水器(太陽熱交換器)・太陽光発電機器類、貯留タンク(金属製、FRP製)、浄化槽(FRP製)
家庭用品	漬物石、耐火金庫、木ウス、石ウス、柵、オイルヒーター(オイルを抜いてあれば搬入可能)
レジャー、趣味関連	ピアノ、船、ボウリングの玉、しちりん
庭木類	○木の根、シュロの木、切り株(長さや太さに関わらず搬入できません) ○丸太・木の幹(直径10センチ、長さ1.8メートルを超えるもの) ※直径3cmを超える樹木は乾燥させて出すこと。(生木のままでは搬入できません) ○生剪定枝(直径3センチ、長さ60センチを超えるもの)
木材	○柱、角材(直径10センチ、長さ1.8メートルを超えるもの) ○木板類(幅50センチ、厚さ2センチ、長さ1.8メートルを超えるもの)
家電リサイクル法の対象家電	※分解しても搬入できません テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、冷凍庫(フリーザー)、ワインクーラー等
フロンガスを使用している製品	ウォーターサーバー、家電4品目の対象にならないエアコン等 ※専門業者でフロンガスの処理がしてあれば搬入可能(証明書が必要です)
機械類	エンジン、乗用の草刈り機、発電機、バッテリー(自動車・バイク、トラクター用 等)
自動車、オートバイ関連部品	小さな部品でもごみステーションには出せません 一般廃棄物対策課(027-321-1253)にお問い合わせください
その他車両	リヤカー(全長が1.8メートルを超えるもの) ※木の部分はずしてあり、長さが1.8メートル以下であれば搬入可能
在宅医療廃棄物	注射針 詳しい処理方法は一般廃棄物対策課(027-321-1253)にお問い合わせください
その他	カーボン(粉末)、トナー、石灰、アスベスト
埋立ごみ	素焼き製品(「素焼きの植木鉢」や「釜めしの釜」など)、コンクリート、土砂、ブロック、瓦、レンガ、猫砂(不燃系)、漬物石、しちりん等 これらのごみは、最終処分場(027-323-0972)にご相談ください

※本表以外にも性質・形状、大きさ等により受入できない物があります。

※事業活動から排出される「事業系ごみ」は、分別や処理方法等「家庭ごみ」とは異なりますので、本表の適用はできません。

令和3年10月1日更新